

■大洲市復興計画《暫定版》パブリックコメントの結果

大洲市復興計画《暫定版》のパブリックコメント（平成30年12月13日～平成30年1月11日）を実施したところ、計2名、延べ8件の意見が提出されましたので、意見の概要及び意見に対する本市の考えを公表します。

No	関連箇所	意見の概要	対応（回答）
1	13 ページ (2)復興計画の位置付け	「復旧・復興」と「防災」は、目的・使途・方法・性格が全く異なるものであるため、それぞれに計画を立て、協調しながら同時並行で進めるべきと考える。	大洲市復興計画において各施策を推進していきます。 特に復興ビジョンの一つとして位置付けた「防災力の向上」については、今回の災害からの教訓・記憶を風化させず後世に伝え、将来の災害において、市民の命を守る安全な地域づくりを進めるため、地域防災計画の見直しをはじめ、ハザードマップの配布及び公共施設への浸水深の表示に加え、地区防災計画の策定を推進し、市民の防災意識の向上を図っていきます。 ※27 ページ「事業メニュー」参照
2	15 ページ ⑤計画期間	2023 年までの 6 年間と非常に長い計画となっており、この間に新たな災害が発生するかもしれないため、大洲市の実行計画は前倒しできるところは全て前倒しで取り組んでいただきたい。 少なくとも現市長の現任期終了時点を目標期間に掲げ、市長のリーダーシップ、責任感を明々白々に示していただきたい。また、次期市長選挙前に本活動の総括を行い、その実績を示し次期選挙に臨むとのコミットメントをいただきたい。	大洲市復興計画の各施策においては、いずれの事業においても計画的速やかに推進していきます。 なお、市長は復興支援本部長として、計画を推進していきます。
3	27 ページ No.86 災害の記録化	何事も記録を残すことは重要であるが、災害や防災等については記録を残すだけでは中途半端であり、その教訓を見せる、聞かせる、学ばせる、生かす・・までの仕組みを行うところまでやってこの災害の記録化の目標が達せられるものと考え。災害の記録化については計画の見直しを願う。 <提案> 7月豪雨のため愛媛県南予は大きな水害を蒙ったが、この記憶を残すために（仮称）大洲市災害復興記録・防災記念館を整備し、災害記録、災害の現物、写真、ビデオ、ジオラマ、VR、音声を集め学術会議やシンポジウム、市民教育を開催する災害・防災教育の中心施設としてはどうか。 また、万が一、災害により市役所が機能できなくなった場合でもこの記念館が代替の役割を果たせるようにし、屋上にヘリポートやポート、水上バイクも備える。 大洲市だけでなく、西予市など近隣の市町村、県、国を巻き込んで実現させて欲しい。	災害の記録化については、今後の防災啓発の中で、その教訓を見せて、聞かせて、学ばせることで、今後の災害対応において、迅速で適切な対応がとれるよう進めていきます。 なお、ご提案のありました「防災記念館」については、その機能などについて既存施設や今後の施設整備計画において検討していきます。

No	関連箇所	意見の概要	対応（回答）
4	<p>28 ページ ③国や県、他市町との連携 <参考> 27 ページ No.84 防災意識の啓発</p>	<p>復興・復旧においては、その市町の特異性があり他市町をそのまま真似ることが難しいが、防災について大洲市がまだ経験をしていない災害などに対する対応など多くの参考に値するものがあるはずなので、他市町村の活動を調査研究して、良いところはどんどん参考にしてみようか。</p> <p><参考> 大洲市のホームページにアップされているハザードマップは、平成 25 年度 3 月作成のものであり、更新をすべきではないか。</p> <p>また、PDF ファイルのため拡大すると自分の居住するところのリスクが読み取れない。</p>	<p>ご提案のとおり、連携・協力を図っていきます。</p> <p>また、新たなハザードマップについては、平成 31 年度に配布させていただくこととしています。</p> <p>なお、大洲市公式ホームページ上のハザードマップの提供については、今後、検討を進めていきます。</p>
5	<p>28 ページ (3)計画の進捗管理</p>	<p>年 1 回年度末の見直しではサイクルタイムが長すぎ、タイムリーな P D C A とならないため、問題が認識されたときには手が施せない、無駄の発生も見過ごされる可能性がある。</p> <p>少なくとも担当部署において 3 ヶ月に 1 回は成果実績、課題の洗い出しとその対応策の立案を、復興支援室において 6 ヶ月に 1 回は上記報告をもとに部門・部署間での整合・課題解決、本部長は年に 1 回、計画全体の総括、対策、見直しを行い、新指針の指示をする。</p> <p>また、市民および関係各位への双方向での報告の実施くらいは必要不可欠である。</p> <p>17 ページ以降の復興工程表では、その担当部署名のみが記載されているが 実行責任者名も併記することで、使命感、責任感の高揚につながる。</p>	<p>計画の進捗管理については、大洲市復興支援本部会議を月に数回、必要に応じて開催しており、その事務局として復興支援室が調整を図りながら、各部署と連携・協力して事業を進めていきます。</p> <p>また、市民代表、産業、福祉、教育、議会及び行政からなる 20 名で組織する大洲市復興推進協議会を設置し、計画の評価・推進・進捗管理を進めていきながら、施策の見直しを協議・提案していきます。</p> <p>なお、復興計画の見直しについては、その改訂版として必要に応じ策定していきます。</p> <p>実行責任者については大洲市復興支援本部長となります。</p>

No	関連箇所	意見の概要	対応（回答）
6	29 ページ 計画推進・推進管理の体制	<p>市役所内部で行われる各種の会議にも、早い時期から市民、市外有識者などによる第三者を加えて議論が進められる場、体制の再構築をお願いしたい。</p> <p>また、情報共有についても”自治会連絡会議”やHP公開等が提案されているがこれだけでは双方向の意思疎通にはなりにくい。いつでもどこからでも問い合わせや課題提起や問題解決案が投げ込める「目安箱」を設置頂くこともご検討いただきたい。</p>	<p>平成 31 年 1 月に市民代表、産業、福祉、教育、議会及び行政からなる 20 名で組織する大洲市復興推進協議会を設置し、平成 31 年 2 月 8 日に第 1 回目の会議を開催しました。</p> <p>今後は、この協議会においても計画の評価・推進・進捗管理を進めていながら、施策の見直しを協議・提案していきます。</p> <p>また、ご提案のありました「目安箱の設置」についてですが、現在、「市民ポスト」を本庁、各支所、各公民館に設置し、市民から市政に対する建設的な提言を得ながら、市民総参加の協働によるまちづくりを推進していますので、その周知・啓発を図っていきます。</p>
7	復興計画	<p>復興計画といっても新たに都市計画ランドデザインをどう考えるかということが重要である。</p>	<p>復興計画は復興に向けたビジョンや基本方針に基づき、大洲市総合計画をはじめとする各種関連計画との連携・整合を図りながら進めていきます。</p>
8	復興計画	<p>滋賀県の「流域治水条例」など先進的事例に習うべきではないか。</p>	<p>先進的事例を参考にしながら、進めていきます。</p>